

7  
3  
3

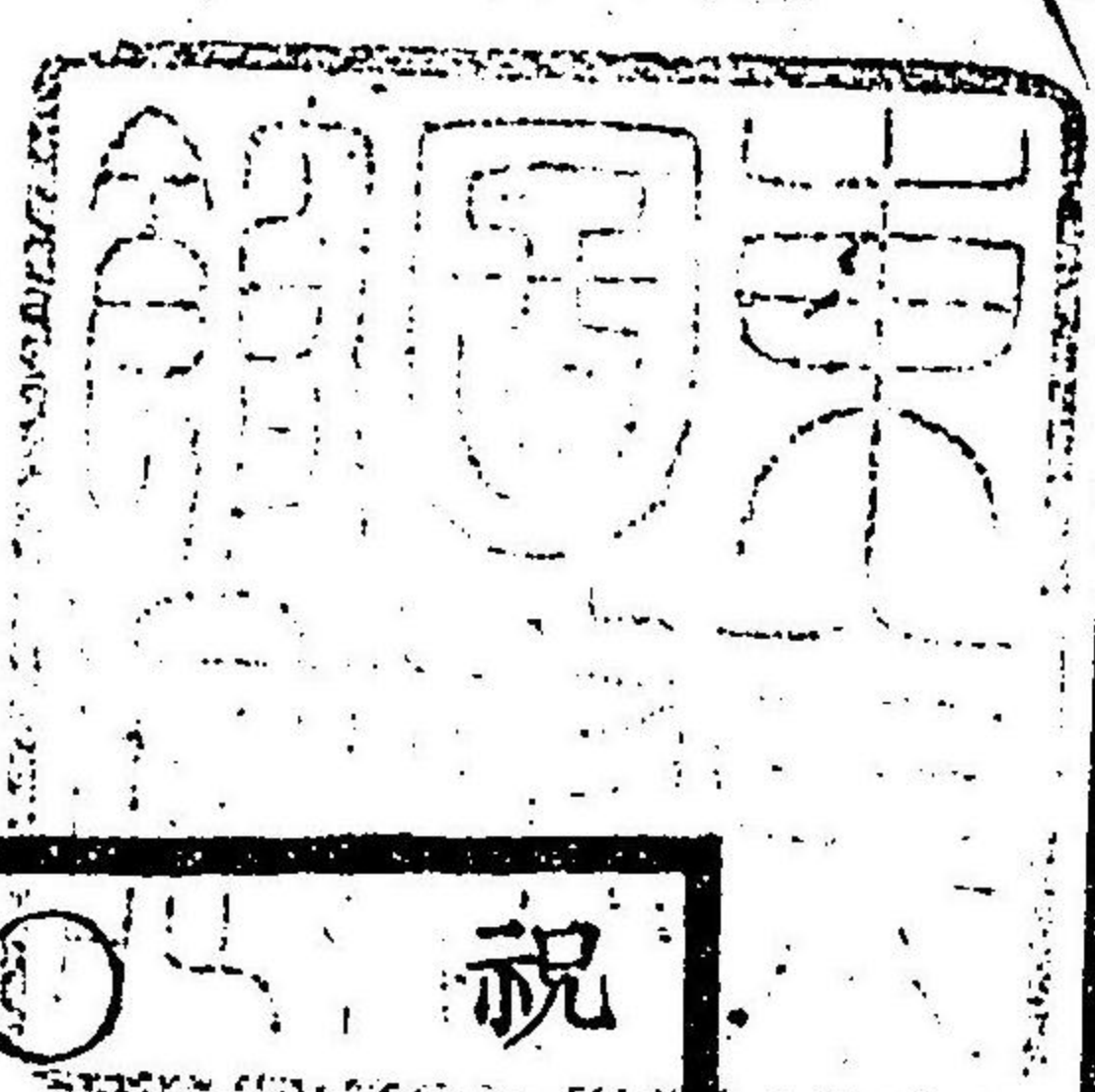
東 京 圖 書 館

三	三	一七			
冊	号	架	函	屬	類

祝詞要義

一名秋山先條著 下





祝詞要義下卷

○鎮火祭

此祭ハ、大祓の夜ニ、宮城四方の外乃角ふて、ト  
部等火を鑽りて祭る。火災を防むむか爲なり。  
大同類聚方ニ、保鎮ふ作きトば、ホシツメヤ訓  
むべきありとぞ。

高天原タカマハラニ神カミ留坐ヅカリマス。皇親スメラミコ神漏カムロ義神漏カミロ美能命ミノノミコ持モチ皇スメ  
御孫命ミマノミコ波ハ豐葦原トヨアシハラ乃水ミヅ穗國ホノクニ乎ヤ安國ヤスクニ止ト平ヒラ久ク所知シ食イ  
止ト天下アノタカ所寄奉ヨサレマツレ志シ時トキ事寄奉コトヨサレマツレ志シ天都アマツ詞太ワカ詞事ワカコト

祝詞要義下



以<sup>モク</sup>氏<sup>テ</sup>申<sup>マサ</sup>久<sup>ク</sup>

高天原云くハ、既ふいへり。所寄奉志時ハ、天孫  
降臨の御時乃事をさす。天津詞ハ、此國ふて崇  
免て、云ひ添へあるなり。太詞事、太ハ称言、詞事  
ハ、天神の御言もて、宜里授け給へる事以ふ義  
あり。今云ふ切幣ふハ、宜津言の義あり云り。  
神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹背二柱嫁繼給<sup>タマヒ</sup>氏<sup>ニ</sup>  
乃八十國嶋乃八十嶋乎生給<sup>タマヒ</sup>此<sup>ニ</sup>ハ、百万神等乎生  
給<sup>タマヒ</sup>此<sup>ニ</sup>氏<sup>ニ</sup>麻奈弟子<sup>ノ</sup>尔<sup>ニ</sup>火結神生給<sup>タマヒ</sup>氏<sup>ニ</sup>美保止被燒<sup>タマヒ</sup>氏<sup>ニ</sup>  
石隱坐<sup>ノ</sup>氏<sup>ニ</sup>夜七夜晝七日<sup>ノ</sup>吾乎奈見給<sup>タマヒ</sup>此<sup>ニ</sup>曾<sup>ノ</sup>吾奈妹<sup>ノ</sup>

乃<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>止<sup>ト</sup>申<sup>マシ</sup>給<sup>タマヒ</sup>此<sup>ニ</sup>支<sup>キ</sup>

此文すなはち、天津詞なり。神ハ崇言妹背ハ、夫  
婦云ふふ同ト。二柱ハ、二神あり。嫁繼ハ、所謂  
夫婦の初免を為給ふを云ふ。八十は、數の多を  
以ふ。麻奈ハ、愛乃字の義ふて、称言、火結神、ムス  
ビハ、万物を生産する徳を申すあるが、火の功  
徳大なる故ふ、かく申すあり。美保止被燒云く  
美保止ハ、御陰被ハ古言ふて、レあり。石隱ハ、岩  
屋ふ籠り坐してなり。吾乎奈見給<sup>タマヒ</sup>此<sup>ニ</sup>曾<sup>ノ</sup>奈曾<sup>ノ</sup>共  
み、勿の意ふて、吾を見給<sup>タマヒ</sup>事勿れと約給へる

祝詞要義下



あり。奈妖命、奈ハ汝あり。名の義ふて、祢言あり。  
 此七日、尔波不足。隱坐事奇止。見所行須時。火  
 乎生給。御保止乎。所燒坐支。如是時。尔吾名妖乃  
 命能。吾乎見給。布奈止。申乎。吾乎見阿波多志給。此  
 津止。申給。吾名妖能命波。上津國乎。所知食倍志。  
 吾波下津國乎。所知牟止。白石。石隱給。與美津故  
 坂。尔至坐。尔所思食久。  
 見所行須時。七日立つを待兼給ひて見給ふ  
 時ふなり。ソをシ、ナハスは、活用ふ添へていふ  
 なり。火ハ、火結神乃御體あり。見阿波多志ハ、今

云ふ。露出の義ふて、強ひて見給ふを恨給ふな  
 り。上津國ハ、黄泉を下津國やいふ。對へて、此  
 國をいふ。所知牟ハ、恥恨給ふ御心より、男神ハ  
 離れて、下津國を治えむやなり。與美津故坂ハ、  
 黄泉乃塚あり。所思食久ハ、思ほしえすあり。サ  
 クの約スなり。

吾名妖命能所知食上津國。尔心惡子乎生置。氏來  
 奴止。宣。返坐。更生子。水神。匏。川菜。埴山。姫。四種  
 物乎生給。此能心惡子乃心荒比。曾波。水神。匏。埴  
 山。姫。川菜。乎持。鎮奉。礼止。事教悟給支。

祝詞要義下



心惡子ハ、火神乃嚴迅いんじんき性質しやうを云ふ。今云ふ。字  
 不あ泥あみて、惡神あくしんとあ思お違たがへる。水神ハ、罔象女みづはのめあ  
 り。匏あわのまきハ、天あま吉よ葛まを以もて。水みづを汲ひむ物ものあり。川か菜さいハ、  
 河か苔たがひまゝ。水みづ苔たがひともかけり。埴は山やま姫ひめハ、埴は土つちをも持もつ  
 神かみあり。荒あ波は曾そハ、荒あびを為なす。水みづ神かみ云いふ。水みづ  
 と土つちとを以もて。火かを鎮しづむる事ことを教しへ給たまへる。給たま  
 り。今云ふ。唧筒せきじゆを以もて。水みづをも使用しし、藁わら屑くずを雜ま合ぜ  
 て埴は土つちを塗ぬるなどやがて此こゝ神かみ量りかふ原もとづける  
 ぶこそ。

依よ此こゝ此こゝ祢ね辭ご竟ご奉ま者は皇すめ御み孫ま能の朝あ廷てい尔に御み心こゝろ一い速はや此こゝ

給たま波は志こ止と為レ進すす物もの波は明あ妙せう照てい妙せう和わ妙せう荒あ妙せう五ご色しき物もの  
 備た奉ま青あ海うみ原はら尔に住す物もの者は鰯いわし廣ひろ物もの鰯いわし狭せま物もの奥おく津つ海うみ  
 菜な邊へ津つ海うみ菜な尔に至いた万ま尔に御み酒さけ者は厩うま邊へ高たか知し厩うま腹はら滿み  
 雙な和わ稻いな荒あ稻いな尔に至いた万ま尔に如よ横よこ山やま置お高たか成なり天あ津つ  
 祝い詞ことば乃すなは太た祝い詞ことば事こと以も祢ね辭ご竟ご奉ま久く止と申まを

依よ此こゝハ、上かみ文ぶんをも受うけて、下した文ぶんをも起おこす言ことなり。一  
 速はや比ひハ借か字じあて、後あと威い迅じんなり。比ひハブリの約やくあ  
 て、共とも不あ神かみ威い乃すなは烈れつきを以もて。天あ津つ祝い詞ことばハ、上かみ  
 寄よ奉ま志こゝろ云いふ。結むす尾びなり。

○道饗祭



此祭ハ、鎮火祭と同トク。大祓乃夜、京都の四角  
 の路上、鬼魅乃來るを防ぐ爲、卜部等ハ  
 祭らあむるなり。又、臨時ハ行ハる、事もあり。  
 高天之原、事始、皇御孫之命、止、稱、辞、竟、奉、大、八  
 衢、爾、湯、津、磐、村、之、如、久、塞、坐、皇、神、等、之、前、爾、申、久、  
 事始、氏、ハ、此、祭、も、神、漏、岐、神、魯、美、命、も、ち、て、始、免  
 給、へ、る、よ、し、なり。命、止、ハ、御、言、ふ、て、乃、義、あり。大  
 八衢ハ、廣く多きなる、過くを云ふ。  
 八衢、比、古、八衢、比、賣、久、那、斗、止、御、名、者、申、氏、辞、竟、奉、  
 久、波、根、國、底、國、与、里、廣、備、疎、備、來、物、爾、相、率、相、口、會、

車無、氏、下、行、者、下、乎、守、理、上、往、者、上、乎、守、理、夜、之、守、  
 日、之、守、尔、守、奉、齋、奉、礼、止、進、幣、帛、者、明、妙、照、妙、和、妙、  
 荒、妙、尔、備、奉、御、酒、者、脛、邊、高、知、脛、腹、滿、雙、氏、汁、尔、母、  
 穎、尔、母、山、野、尔、住、物、者、毛、能、和、物、毛、能、荒、物、青、海、原、  
 尔、住、物、者、鱈、乃、廣、物、鱈、乃、狹、物、奥、津、海、菜、邊、津、海、菜、  
 尔、至、万、氏、尔、横、山、之、如、久、置、所、足、氏、進、宇、豆、乃、幣、帛、  
 乎、平、氣、久、聞、食、氏、大、八、衢、尔、湯、津、磐、村、之、如、久、塞、坐、  
 氏、皇、御、孫、命、乎、堅、磐、尔、常、磐、尔、齋、奉、茂、御、世、尔、幸、閉、  
 奉、給、止、申、  
 八衢比古云々、伊邪那岐命、黄泉より歸り給ふ

祝詞要義下



時、其、堺、引、す、給、ふ、千、引、磐、す、な、は、ち、道、反、大  
神の黄泉より荒び來る鬼魅を防ぎ給ふ御靈  
を、八衢比古八衢比賣は、稱申すなりとぞ。久  
那止ハ、伊邪那岐命乃御杖ふ成ませる、岐神の  
本名ふて、來名戸之祖神あり。御名乃義ハ、俗ふ  
此所へ莫來など云ふ意なり。守奉齋奉礼ハ、師  
云ふ天神乃、衢神ふ令せ給へる御言ふて、結文  
ふ天津祝詞云く、あるは、此、ゆ、あるなりや、あむ。  
然らバ、八衢比古云くより齋奉礼までは、太祝  
詞あるべし。齋ハ、穢を忌みて、穢き國より來る

神ふ、率らぬ義あり。進幣帛云く、毛能和物毛能  
荒物也、龍田祭ふ見えて、鳥、又、猪鹿の類あり  
又親王王等臣等百官人等天下公民亦至万氏  
平久齋給部止神官天津祝詞乃太祝詞事乎以  
稱辭竟奉止申

○大嘗祭  
神官ハ、卜部を云ふ。自餘ハ、上の條くふ注へり。

此祭ハ、天上新穀を聞食ふよりて、祈年祭乃報  
賽の爲十一月中卯日神祇官ふて、三百四座の  
神小幣帛を班ち、其夜戌刻天皇神嘉殿小幸ま



一 大殿祭あり。亥一刺神殿に進み給ひ宵の神  
 饌を奉らせ給ひ、寅一刺曉の御膳を供す。卯一  
 刺還御ありて大殿祭あり。辰日豊明節會あり。  
 此祭は天照大御神乃御時より始りて、踐祚の  
 御時乃を大嘗少、毎年乃を新嘗少言別ぬれ  
 一、天武天皇乃御時よりあり少ぞ。則こゝも  
 舊唱のまゝ、大嘗少書多あり。さて二へを二  
 集侍神主祝部等諸聞食登宜。  
 高天原尔神留坐皇睦神漏伎神漏弥命以天社國

社 登敷坐雷皇神等前尔白久。  
 天社云くた、國くふ處定勿て鎮座すを云ふ。  
 今年十一月中卯日尔天都御食乃長御食能遠御

食登皇御孫命乃大嘗聞食尔為故尔皇神等相宇  
 豆乃比奉氏堅磐尔常磐尔齋比奉利茂御世尔幸  
 閑奉牟止依志氏千秋五百秋尔平久安久聞食氏  
 豊明尔明坐牟皇御孫命能宇豆乃幣帛乎明妙照  
 妙和妙荒妙尔備奉氏朝日豊榮登尔稱辞竟奉久  
 手諸聞食登宜。  
 中卯日のツカ、中臣壽詞ふ中都々あるふよる。



天津を崇言御食ハ、今聞食初る大御食あり。長  
遠ハ、祝言相宇豆乃比ハ、俗ハ、神の感納云ふ  
不同トク、祈年の御祈を聞食給ひて、年乃豊  
ふを以ふ。依此ハ、神々の天皇不寄奉りてあり。  
豊明云く、豊ハ、赫言、明を御酒を食して、大御顔  
乃赤らみ坐すを云へるが、即其宴乃名ハ、成  
色るあり。

事別忌部能弱肩尔太祿取挂氏持由麻波利仕奉  
礼幣帛乎神主祝部等請氏事不落捧持氏奉登  
宣

事不落ハ、もれ落つること少なき様ハ、少あり。

○鎮御魂齋戸祭

此祭ハ、十二月日定神祇官あて行ハる。御魂は、  
鎮魂祭乃御魂管の事なり。齋戸ハ、神祇官ある  
齋院乃八神殿あり。比て鎮魂祭ハ、十一月中  
寅日晡時宮内省ハ五位以上諸司官人參集し、  
八神祭神名ハ祈年并ハ大直日神を祭る。内侍御  
服を持出て案上ハ祈年おき、神祇伯御琴ひき笛を  
合せ歌を奏せしむる時、棚上ハ槽を伏せ、御巫  
棚下ハ舞ひ、中臣絲を結ぶ。御巫その宇氣を



梓ハ小ハて突ツキ鳴ネらす間マふ、内侍御衣の管フエを開ヒきて  
振動ウらす。かくして其御魂結ミタマムスビの糸イトを御竈カマドの神カミ  
鍋ナベへ入イれて、封フる事コトを江家次第抄エノケノツグナヒノサキに委ツす。其  
糸イトを御魂管ミタマフエに収ヒめ、齋戸イハヒに鎮ツ奉マるなり。さて鎮  
魂祭マタマシは、天岩屋戸アメノイハヒの古事コトまゝ、宇麻志麻治命ウマシマヂノミコトの  
十種神寶ジュウシュウノミタマを以モて、神武天皇并皇后カムヤマトノミコトトミの御為ミタマに祈  
らイはせ給タマはせたまはる。

高天タカ之原ノハラ神カミ雷ノヅメ坐マ須ス皇親スミヤカノミコト神カミ漏ロ伎ギ神カミ漏ロ美ミ能ノ命ノミコト  
以モ天アメ皇ノミコト御孫ノミマ之命ノミコト波ハ豐トヨ葦原アシハラ能ノ水ミヅ穗ホ國クニ乎ヤ安國ヤスクニ止ト定マ  
奉マ氏リテ。

定奉氏サダメノミコトハ知食チシクせ坐マ天神アメノカミ乃定奉サダメて小ハて、天皇アメノミコトハ  
係カりて申マ、次ツギの文フミより齋戸イハヒの事コトなり。

下津磐根シタツノイハネ亦モ宮柱ミヤノハしら太敷タシキ立タ高天タカ之原ノハラ亦モ千木チノキ高知タカチ氏ノミコト。  
天アメ之御陰ノミカゲ日ヒ之御陰ノミカゲ止ト稱ナヅケ辞ハジメ竟マツル奉マ氏ノミコト。奉御衣マタマシノヒラカ波ハ上ウヘ下シモ  
備奉マ氏ノミコト。宇豆ウツヅ乃幣ノヒ帛ノヒ波ハ明アキラ妙タカシ照テ妙タカシ和ニ妙タカシ荒アラ妙タカシ五イ色イロ物モノ。  
御酒ミカサ波ハ厩ウマ邊ノヘ高知タカチ厩ウマ腹ハラ滿ミツ雙フタ氏ノミコト。山野ヤマノノ物モノ波ハ甘菜アマノナ辛菜カラナ。  
青海アヲ原物ハラモノ波ハ鱈ササギ廣物ヒロモノ鱈ササギ狹物サマモノ。奥津ウチツ海菜ウミノハ邊ノヘ津海ツノ菜ハ尔ニ  
至イ万マン氏ノミコト。亦モ雜物シラモノ乎ヤ。如ヨシ横山ヨコヤマ置オキ高成タカナリ氏ノミコト。獻雷ツクシ宇豆ウツヅ乃幣ノヒ。  
帛ヒ乎ヤ。安幣ヤスヒ帛ヒ能ノ足タラシ幣ヒ帛ヒ止ト平久ヘラク聞食キクシ氏ノミコト。皇朝ミコトノサカ廷ノミヤ乎ヤ。  
常磐トキ亦モ堅磐ツルギ亦モ齋奉イハヒノミコト。茂御世モウミノヨ尔ニ幸聞サキキ奉給マタマシ氏ノミコト。自此コノ十ト



二月始來十二月尔至万氏平久御坐所令御坐  
給止今年十二月某日齋比鎮奉止申

御衣云くは、御衣御袴などきべてそあはさる  
なり。十二月云くハ御魂をことを來年の十二月  
をさゝかふるまで、八神乃齋戸ふおち坐まさ  
し免給へせあり。

伊勢太神宮

伊勢國度會郡宇治郷五十鈴川上ふ在り。天照  
太御神相殿二座、思兼神、天手力雄神ふませり  
崇神天皇六年、宮中より出坐せて、倭笠縫の邑

ふいつきまつきり。垂仁天皇二十五年今の地  
に遷一坐せり。

○二月祈年六月十二月月次祭

諸社乃は、神主祝部を召さるゝを、神宮ふハ、御  
使を以て奉らせ給ふ故ふ、此詞はあるなり。辞  
別詞は、上ふ出づ併せ見るべし。

天皇我御命以氏度會乃宇治乃五十鈴川上乃下

津石根尔稱辞竟奉留皇太神能大前尔申久常毛

進流二月祈年解次祭唯以時六十月大幣帛乎某宮位

姓名乎為使天令捧持氏進給布御命乎申給久止



申。

五十鈴、イハ發語スハ、薦ノ乃繁り生ふる處あり一なり。常毛進流ハ恒例フ不依りて奉るあり。某官位云くハ、其時御使乃自の名を申すなり。申給久ハ三つ也も御使乃申す由なり。

豐受宮

度會郡沼木郷、山田原不在り。豐受大神相殿三座御伴神カ坐す。雄略天皇廿二年丹波國より遷坐せり。ヨウの約ユあれバトユケヤハ。天皇我御命以テ度會乃山田原乃下津石根ニ称

粹ハ竟奉流。豐受皇神カ申久。常毛進流二月祈年カ。捧持氏進給布御命乎申給久止申。

豐受大神衣食住を志ろ一免一たまふなり。御名の義ハ、上ハひハへきバハおふきぬ。

○四月神衣祭此

此祭ハ、四月九月十四日、皇太神宮ハ荒祭宮ニ不行ス、神事なり。

度會乃宇治五十鈴川上ニ大宮柱太敷立天。高天原ハ千木高知天稱粹竟奉雷天照坐皇太神乃大



前ニ申ク久ク服ハ織リ麻ヲ績ニ乃ノ入ト等ト乃ノ常ニ毛モ奉ル仕ル雷ノ和シ妙ク荒ク  
妙ク乃ノ織タ乃ノ御ニ衣ヲ乎チ進ル事ト乎ヲ申レ給ト止ト申ル荒ク祭ル宮ニ尔ニ毛モ如ク  
是ク申テ天ヲ進メ止ム宣ス祈ル宜シ禰ノ喉ノ

服織ハ、ハタオリの義あり。姓氏録ハ天御捍命  
之後也。見えて三河の赤引乃調の糸を以て  
神衣を織りて奉る。麻績ハ、同書ハ、天物知命之  
後也。見えて、伊勢國、多氣郡、麻績村不在りて  
麻を以て神衣を織りて供る人なり。和妙ハ、緒  
にて服部氏、荒妙ハ、麻不て麻績氏不係りて以  
へり。申給止申までハ、祝詞あるが、荒祭宮己下

宮司祝詞を申をへて、祢宜内人不申付るあり。  
祢宜ハ、神官の職名なり。荒祭宮ハ、本宮域中不  
在り。大御神乃荒魂を祭れるなり。

○六月月次祭禰ノ月ノ

上ある同ト祭の祝詞及、辞別ハ、御使の中臣の  
宣ス、乃ノの詞は、大神宮司の申すなり。

度會乃宇治五十鈴乃川上尔。大宮柱大敷立夫。高  
天原尔千木高知天稱辞竟奉雷天照坐皇太神乃  
大前尔申進雷天津祝詞乃太祝詞乎。神主部物忌  
等諸聞食止宜禰ノ禰ノ喉ノ



天津祝詞ハ天神の御詔詞なるを神を祭る詞  
ハ其を本々して申す故ふかく以ふ。神主ハ朝  
臣宿禰なや乃姓の如く、荒木田氏の人ハ皆神  
主あり。部ハ群の義ふて、部族を云ふ。物忌ハ神  
主乃女子の未婚せざる者を撰むる、やぞ。御  
饌等をいひつくるつみけあり。

天皇我御命尔坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐  
村常磐堅磐尔伊賀志御世尔幸閑給比阿礼坐皇  
子等乎毛惠給比百官人等天下四方國能百姓尔  
至万天長平久作食雷五穀乎毛豐尔令榮給比護

惠比幸給止

坐ハ任あると坐既ふ以へり。常磐尔云ハ、  
儀式帳まゝ行事記ふ、常磐尔堅磐尔伊波比與  
佐志給比伊賀志御代尔云くやあるふて、よく  
きこゆ。食雷ハ、賜るふて食ハ神の賜の義あり。

三郡國處尔寄奉礼雷神戸人等能常毛進雷  
御調絲由貴能御酒御贄乎如横山置足成天大中  
臣太玉串尔隱侍天今年六月十七日乃朝日乃豐  
榮登尔稍申事乎神主部物忌等諸聞食止宣部



三郡ハ、度會多氣飯野の三郡ふて、所謂神領あり。國々云々は諸國ある大神乃御厨まゝ大御田を以ふ。神戸ハ、神領の民戸あり。由貴ハ、齋忌の字乃義御酒御贄を齋清えて作奉る由あり。贄ハ、海山の物を以へり。大中臣ハ、官司あり。隱侍ハ、太玉串を捧多る形を云ふ。月讀宮ハ、度會郡中村ふ在り。月讀命を祭れり。

○九月神嘗祭

九月十六日度會宮を祭り、十七日太神宮を祭らるゝあり。

皇御孫命御命以伊勢能度會五十鈴河上尔称辞  
竟奉流天照坐皇太神能大前尔申給久常毛進流  
九月之神嘗乃大幣帛乎某官某位某王中臣某官  
某位某姓名乎為使氏忌部弱肩尔太禰取懸持齋  
波里令捧持氏進給布御命乎申給久止申

神嘗嘗乃字ハ漢土ふて、秋の祭を嘗嘗以へば、  
借りて書けり。ナメを二へ乃轉音あり。二へハ、  
大嘗祭ふ以へる如く、新穀を以て神小饗する  
あり。大幣帛ハ、朝廷よりの供物あり。

○豐受宮同祭



天皇我御命以氏度會能山田原亦稱辭竟奉流皇  
神前尔申給久常毛進雷九月之神嘗能大幣帛乎  
某官某位某王中臣某官某位某姓名乎為使氏忌  
部弱肩尔太襁取懸持齋液里令捧持氏進給布御  
命乎申給久止申

此詞ハ、何れもくく上ふ以へる詞也もなれば合  
せ見て知るべし。

○同神嘗祭

上なる祝詞ハ、御使の申し此詞ハ大神宮司の  
申すふて二所太神宮ふ通して申す詞あり。

度會乃宇治能五十鈴乃川上尔大宮柱太敷立氏  
高天原尔千木高知天祢辭竟奉雷天照坐皇太神  
乃大前尔申進雷天津祝詞乃太祝詞乎神主部物  
忌等諸聞食止宣宜  
天皇我御命尔坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐  
村常磐堅磐尔伊賀志御世尔幸閉給比阿礼坐皇  
子等乎毛惠給比百官人等天下四方國乃百姓尔  
至万天長平久護惠美幸倍給止三郡國く處く寄  
奉礼雷神戶人等能常毛進雷由紀能御酒御贄懸  
稅千稅餘五百稅乎如横山久置足成天大中臣太



玉串タマグシ 小隱コカゲ 侍天シテ 今年コトシ 九月十七日ツキノナナナカノヒ 朝日アサヒ 豊榮トヨサカ 登ノボリ 天アメ  
津祝詞ツツノリ 乃太祝詞ノトノリ 辞ゴト 乎ヲ 称ナニ 申事ウケコト 乎ヲ 神主カミ 部物ベモノ 忌等イミドモ 諸モロ  
聞食止キコメ 宜ヨシ 荒祭アラハヒ 宮月ミヤツキ 讀宮ヨミミヤ 介毛ケモ 如此カコシ 久申クシ  
進止シノム 宜ヨシ 神主カミ 唯部タテベ 唯タテ

懸稅云々ハ、初穂を竹ふ掛て夥多供ふるを  
いふ。稅は、も少田租の内を、談國ふ貯置きて民  
ふ貸を其元を大稅少云ふ。百姓の借りて、田を  
耕す力やするよりの名なり。如此久と久文字  
を添へあるを按ふふカクノ如クト讀ませむ  
少ふう。されども布カク少讀むべしと、權田氏

以ちききたり。  
○齋内親王奉入時

齋内親王ハ天皇乃御手代少して、大御神を齋  
奉らせ給ふあり。奉入時ハ、きあハち、伊勢入  
らせらるゝ時あり。

進神嘗幣詞申畢次即申云。辞別氏申給久。今進流  
齋内親王波依恒例氏三年齋此清麻波理氏御杖  
代止定氏進給事波皇御孫之尊乎天地日月止共  
尔常磐堅磐尔平氣久安久御座武志御杖代止進  
給布御命乎。大中臣茂粹中取持氏恐美恐美毛申



給久止申。

三年云々ハ、内親王乃未嫁、給ハぬを簡て之をトへて、三年ふ至て、伊勢ふ入らせ給ふなり。御杖代ハ、御手ふ付きて傳き奉るを云ふ。垂仁天皇の御時、倭姫命より始り。御命ハ、天皇の御言あり。大中臣ハ、御使あり。茂梓ハ、嚴矛あり。中取持ハ、神々君々の中を取持つあり。

○遷奉太神宮祝詞

二十年ふ一度造替の事、太神宮式ふ委し。

皇御孫命能御命乎以氏皇太御神能大前亦申給

久常乃例亦依氏廿年亦一遍比大宮新仕奉氏雜御裝束物五十四種神寶廿一種乎儲備天破清賣持忌波理氏預供奉辨官某位某姓名乎差使氏進給狀乎申給久止申。

廿年亦云々ハ、太神宮雜事記ふ、天武天皇、朱雀

二年九月廿日ふ定ゑられて、御例々ある由あり。儲備ハ、御遷宮ふ附きての御品々を俗ふ取揃へてと云ふ意あり。辨官云々ハ、太政官の官人ふて、右の物々を送奉る御使あり。

○遷却崇神祭



此祭ハ、霹靂或ハ疫癘えび不やみ事ある時ふのぞみ  
て行ハるゝあり。

高天之原タカマノハラニ神カミ留坐ツクシマシ氏ウヂ事始給志コトハジメテシ神漏伎カミヌケ神漏美カミヌメ能  
命以ミコトヲ氏ウヂ天アメ之高市タカケハ八ヤ百ヒャク万マン神等カミナリ乎コト神集カミツク給タマフ比ヒ神  
議ハカシ給タマフ氏ウヂ我皇御孫ミコノミマ之尊ミコトノミ波ハ豐葦原トヨアシハラ能水穗ミズホ之國クニ乎  
安國ヤスクニ止ト平氣ヒラケ久ク所知シ食ケ止ト天アメ之磐座イハクラ放ナツ氏ウヂ天アメ之八重ヤハ  
雲クモ乎コト伊頭イヅツ之千別チナベ支サシ亦モ千別チナベ氏ウヂ天降タマシ所寄奉志ヨサシメテ時トキ亦モ  
誰神タレカミ乎コト先遣マシマシ波志ハシ水穗ミズホ國能クニノミ荒振神等アラフシカミナリ乎コト神攘カミハ平  
氣武止ケタマシ神議カミナリ給タマフ時トキ亦モ諸神等モロカミナリ皆量申久ナラベテ天穗日アメホヒ之  
命乎遣ミコトヲ而平氣武止ヒラケタマシ申マシ支サシ。

高市云々、高ハ赫言、市ハ神乃集給へる所あり。  
今云ふ。夕カツキの加カをケケふ轉マシ、イチのイイを略ハき  
て夕ケチツキケチ以ヨリへり。天穗日命ハ、天照大御神の  
御子なり。平氣ヒラケ牟ムハ、背向セムカウの反對サマシふて、此方コノカタへ向  
へしむる義あり。さて此段大祓詞オホハヒノコト不同フナヒしりれ  
バ、見合せて知るべし。

是以天降遣時コトヲ尔ニ。此神波返言不申コノカミハカリゴトヲ氏次遣志健三  
熊之命クマノミコト毛隨父事モトナリ氏返言不申ウヂカリゴトヲ又遣志天若彦毛返  
言不申ゴトヲ氏高津鳥殃タカツトリノシヅメ尔依氏立處ニヨリテタチドコロニ身凶支ミウキサシ。  
此段ハ、荒振神乃多くて、をさる難きさまを云



へるなり。返言不申ハ、傳の紛生ぬるふて復命あり。事勿論あり。健三熊之命ハ、穗日命の御子なり。御父子共ふ大功あり。神あり。天若彦云く、天若彦ハ、天神乃御使ふる雉子を射たり。一矢返りて即死々る事を此國ふて、高鳥殃空言傳へぬるなり。

是以天津神能御言以氏更量給氏。經津主命健雷命二柱神等乎天降給氏。荒振神等乎神攘く給比。神和く給氏。語問志磐根樹立草之片葉毛語止氏。皇御孫之尊乎天降所寄奉支。

經津主命、健雷命ハ、既ふ春日祭ふ以へり。神攘云く、神攘ハ、威武を以て、神和ハ、恩賞を以てとさ免たまふをいふ。

如此久天降所寄奉志。四方之國中。止大倭日高見之國乎。安國止定奉氏。下津磐根尔宮柱太敷立高天之原尔千水高知氏。天之御蔭日之御蔭止仕奉氏。安國止平氣久所知食武皇御孫之命乃天御舍之内。仁坐須皇神等波。荒備給比。健備給比。崇給事。無志氏高天之原尔始志事乎。神奈我良毛所知食氏。神直日大直日尔直志給比。氏自此地波四方乎。



見ミ齋イハス山ヤマ川カハ能ノ清キヨ地チ尔ニ遷ウツリ出イデ坐マシ氏テ吾ワガ地チ止ト宇ウ須ス波ハ伎キ坐マ

天御舍、天ハ、此國乃事物ハ多く天上アマノ不擬シひ物  
すきバあり。皇神等云クは、何ナニの神カミ乃御心ミココロ也、さ  
しても知られねバ、廣ヒロシく以へるなり。高天原亦  
云ク、天神アマノカミ乃御量ミリカドを以て天孫アマノミコ不此國コノクニを寄ヨシ給  
ふハ荒アラぶル神カミハ恩威オンイを以て治シえルめ、はと  
かく御祭行ミマツリユキひ給ふ旨サシを崇神タカミヤミも素タラシよク神カミ不  
はすあま、不シ知ラくシて直日ナホヒ神カミの如ノく、荒アラぶ  
る心ココロを直ナ給ルひて、山ヤマや川カハの清キヨき所トコロ不シ出イデ坐マシせ

以ヨふニ義ヨシなり。始志事ハジメタカマツルコトハ、初ハジメの事始給ハジメタカマツル不シ照應テす。  
神奈我良カミナニガラハ、神乃カミノまシ不シ以ヨふニ義ヨシあり。自此地ココ  
ハ、天御舍アメノミヤの邊ヘリを去サりてあり。山川ヤマカハハ、清キヨみテは  
むべシ。宇須波伎ウスハキハ、領分ネ也ニ志シておえルませシと  
あり

進幣帛者シメヒタマフモノ。明妙照妙アカサツタマフ和妙荒妙ニギハヤヒ尔ニ備奉氏ツクシ。見明物ミタマシ止ト  
鏡翫物カガミノモノ止ト玉射放物タマヤハシ止ト弓矢打斷物ユミヤウチタツ止ト太刀馳出物タチヒシ  
止ト御馬御酒者ミウマミウサケ厩戸高知ウマヤタカチ腹滿雙氏ハラミツナラベテ米尔毛コメニモ顛尔カエニ  
毛モ山尔住物者ヤマニスミモノ毛乃和物モノノニ能荒物ノアヲモノ大野原尔オホノハラニ生物オノモノ  
者甘菜辛菜アメナカシナ青海原尔住物者アヲミハラニスミモノ。簾廣物ハタヒロモノ。奥津ウキツ



海菜邊津海菜亦至万氏尔。横山之如久。几物尔置  
所足氏奉番宇豆乃幣帛乎。皇神等乃御心毛明尔  
安幣帛乃足幣帛止平久。聞食氏崇給比健備給事  
無之氏山川之廣入清地尔。遷出生氏神奈我良鎮  
坐世止。称辞竟奉止申。

○遣唐使時奉幣

往昔唐國へ遣ハさる、御使の發船乃時神祇  
官より御使を差立て、祭らるゝなり。  
皇御孫尊乃御命以氏住吉尔。称辞竟奉番皇神等  
乃前尔申賜久。大唐尔使遣佐牟止為尔。依船居無

氏播磨國與理船乘為氏使者遣佐牟止所念行開  
尔皇神命以氏船居波吾作牟止教悟給比支教悟  
給比那我良船居作給部礼波悅已備嘉志美。礼代  
乃幣帛乎官位姓名尔。令持賣氏進奉久止申。

住吉ハ、攝津國住吉郡住吉坐神社四座々神名  
式ハある是あり。祭神ハ、底筒男中筒男表筒男  
三神ふて、伊邪那伎命の身潔の時ハ生也給ひ  
て、往來乃船を守り給ふなり。神功皇后韓國を  
征給へるハ天照大御神及此乃神等の御心ふ  
り、謂を以て、神功皇后をも合祀せり。大唐ハ



彼が申すまゝ、小唱ふるふて、大の字ハ貴みて  
書るふは非ず。船居ハ湊あり。播磨國云くハ、難  
波邊ハ良湊あきふより、播磨國より船小乗ら  
むやなり。教悟給比那我良云く、神乃御悟のま  
ゝ、湊の出來ふ多ればやあり。礼代平ヤハ、敬  
ひふて、代ハ俗小實物云ふ小同トク物奉り  
て敬ひ乃實を表すなり。官位姓名ハ、御使の人  
の也。令持賣云くハ、御命以のむをひあり。さて  
既ふいへる如くさ、げハ、さし河津の約言ふ  
て御使小敬ひて奉らゝ免たまふなり

○出雲國造神賀詞

出雲國造者徳

國造ハ、國く小ある御臣あり。上代政事と祭事  
こと兼司とるふり。神賀詞、神ハ崇言賀詞ハ祖  
神乃勲功と呈出、愛もさ神世の古事を申を  
るハ吉詞と云へり。さて國造小任を物と賜  
りて、國小歸り齋をること一年小て、京小上り  
神寶と獻り神賀詞と奏て、又國小歸り後齋一  
年小て再び上京し神賀詞と奏すこと初の  
如しとぞ。

ハ  
十日日波在止毛。今日能生日能足日尔。出雲國



國造姓名。恐美。恐美。毛。申賜久。挂麻久。毛。畏岐。明御  
神止大八嶋國所知。食須天皇命乃大御世乎。手長  
能大御世止齋止。若。後齋。時。爲。出雲國乃青垣山  
内。赤。下津石根。尔。宮。柱。太敷立。高天原。千木高  
知坐須。伊射那伎。乃。日。真名子。加夫呂伎熊野大神  
櫛御氣野命。國作坐志。大穴持命。二柱神乎。始天。百  
八十六社坐皇神等乎。

八十日云々。ハ、日ハ多くあれさも今日。の吉日  
小とあり。生も足も例の称言。挂麻久。毛。畏岐ハ  
口上小か。乃。むも。恐多き。なり。マク。の。約。免ム。な

り。明御神ハ、天皇ハ世小現ハれて坐まを神小  
て、天下と御治を遊ハすと申す。止ハニテの意  
かり。齋ハ、一年の間齋するといふ。後齋を再び  
参内の度といふ。青垣山内ハ、垣の廻る如く、  
山の見ゆる小て、出雲國の地形と俣りていふ  
なり。伊射奈伎云々ハ、伊射奈伎命の愛かり給  
ふ御子といふ意、日ハ崇言なり。加夫漏伎云々  
は、神祖の義、熊野大神ハ、大名持命の祖神小ま  
せば去り申する。式小出雲國、意宇郡、熊野坐  
神社とあり。此宮小ます御靈と櫛御氣野命と



稱へ奉るなり。大名持命く、須佐之男命の御孫  
 みて、出雲大社ふますこと、人よく知るる  
 如し。百八十六社ハ、出雲國內の神社あり。御社  
 のあり所、まゝ祭神等一つくと注ハまほし  
 れど、こと長りれば別お辨ふべし。  
 某甲我弱肩ホ太禰取掛天伊都幣能緒結天乃美  
 賀秘冠利天伊豆能真屋ホ麩草乎伊豆能席登上  
 敷支天伊都閉黒益之天能厩和ホ齋許母利氏志  
 都宮ホ志靜米仕奉氏朝日能豊榮登ホ伊波比乃  
 返事能神賀言詞奏賜波久登奏

某甲ハ國造の名といふ所なり。伊都幣云く、伊  
 都ハ忌淨免する義あり。下るる皆同じ。幣ハ麻を  
 り。麻を刈ともいふ。緒結ハ、花をハち其麻を頭  
 小結び着くる小て、所謂木綿蔓あり。さて頭の  
 上小蒙ふる故、天の御かげといふ。冠ハ俗小  
 手拭をかぶルかど云ふ小同じ。真屋ハ清免た  
 る屋なり。麩草ハ、新らした草なり。伊豆閉ハ  
 ハ、俗小云ふ鍋釜の類の惣名小て、神事小用う  
 ると忌免といふ。黒益志の益志ハ、借字小て物  
 と焼ルハ、瓮の志りの黒まる故、物多く焼く

祝詞要義下

廿三



さまといへるなり。天能<sup>ツク</sup>和<sup>ニ</sup>犬<sup>ノ</sup>崇言<sup>ニ</sup>ニカワ  
 ハ、三輪<sup>ミツル</sup>とも云ひて、酒と醸<sup>カ</sup>む器<sup>カ</sup>あり。さて是ハ  
 國造の身體と初<sup>ハ</sup>え、食物とを忌<sup>ヒ</sup>清<sup>メ</sup>めて一年<sup>ニ</sup>齋<sup>ム</sup>  
 籠<sup>コ</sup>とる状<sup>カ</sup>と云へるあり。今云ふ。近世まで國造  
 代替<sup>ヨ</sup>の度<sup>カ</sup>ふハ、神<sup>カミ</sup>魂<sup>マタ</sup>社<sup>ヤ</sup>ふ<sup>カ</sup>たてて 大<sup>オホ</sup>社<sup>ヤ</sup>とさる事  
 行<sup>ユ</sup>く道<sup>ミチ</sup>い<sup>ミ</sup>こもりて火<sup>ヒ</sup>鑽<sup>ウ</sup>の神事<sup>カミコト</sup>なり。古  
 風の存<sup>タリ</sup>とるるべし。志都宮<sup>シツミヤ</sup>ハ神等<sup>カミナリ</sup>と鎮<sup>チカラ</sup>奉<sup>マツル</sup>る  
 宮<sup>ミヤ</sup>あり。静<sup>シズカ</sup>ハ都<sup>ツ</sup>の誤字<sup>アヤシ</sup>あるべし。朝日<sup>アサヒ</sup>云くハ、此  
 詞<sup>コトバ</sup>と奏<sup>ソウ</sup>す時<sup>トキ</sup>なり。伊波比<sup>イハヒ</sup>ハ上<sup>ウヘ</sup>の齋<sup>イハヒ</sup>と同一<sup>ドウ</sup>。返事<sup>ヘンシ</sup>  
 云くハ、穗日命<sup>ホヒノミコト</sup>の大國主神<sup>オホクニヌシノカミ</sup>の和順<sup>ニガハシ</sup>の御言<sup>ミコトノコトバ</sup>と傳<sup>ツタ</sup>

へて、返事<sup>ヘンシ</sup>申<sup>マウ</sup>給<sup>タマフ</sup>ひし古<sup>コ</sup>事<sup>コト</sup>と擬<sup>カタ</sup>せるありとるむ。  
 高<sup>タカ</sup>天<sup>アメ</sup>能<sup>ノ</sup>神<sup>カミ</sup>王<sup>ノミコ</sup>高<sup>タカ</sup>御<sup>ミ</sup>魂<sup>マタ</sup>神<sup>カミ</sup>魂<sup>マタ</sup>命<sup>ノミコト</sup>能<sup>ノ</sup>皇<sup>スメ</sup>御<sup>ミ</sup>孫<sup>マコ</sup>命<sup>ノミコト</sup>ハ天<sup>アメ</sup>下<sup>ノタ</sup>大<sup>オホ</sup>  
 ハ島<sup>シマ</sup>國<sup>クニ</sup>乎<sup>カ</sup>事<sup>コト</sup>避<sup>ヒ</sup>奉<sup>マツル</sup>之<sup>ノ</sup>時<sup>トキ</sup>出<sup>デ</sup>雲<sup>クモ</sup>臣<sup>ウヂ</sup>等<sup>ナリ</sup>我<sup>ガ</sup>遠<sup>トホ</sup>祖<sup>ソコ</sup>天<sup>アメ</sup>穗<sup>ホ</sup>比<sup>ヒ</sup>命<sup>ノミコト</sup>  
 乎<sup>カ</sup>國<sup>クニ</sup>體<sup>タマ</sup>見<sup>ミ</sup>尔<sup>ニ</sup>遣<sup>ツカシ</sup>時<sup>トキ</sup>尔<sup>ニ</sup>天<sup>アメ</sup>能<sup>ノ</sup>八<sup>ヤ</sup>重<sup>ヘ</sup>雲<sup>クモ</sup>乎<sup>カ</sup>押<sup>オシ</sup>別<sup>ワケ</sup>氏<sup>ノミコト</sup>天<sup>アメ</sup>翔<sup>カサガリ</sup>國<sup>クニ</sup>  
 翔<sup>カサガリ</sup>氏<sup>ノミコト</sup>天<sup>アメ</sup>下<sup>ノタ</sup>乎<sup>カ</sup>見<sup>ミ</sup>廻<sup>マワリ</sup>氏<sup>ノミコト</sup>返<sup>ヘン</sup>事<sup>コト</sup>申<sup>マウ</sup>給<sup>タマフ</sup>ハ、豐<sup>トヨ</sup>葦<sup>アシ</sup>原<sup>ハラ</sup>乃<sup>ハ</sup>水<sup>ミヅ</sup>穗<sup>ホ</sup>國<sup>クニ</sup>  
 波<sup>ハ</sup>畫<sup>ヒル</sup>波<sup>ハ</sup>如<sup>カ</sup>五<sup>イハ</sup>月<sup>ツキ</sup>蠅<sup>ハエ</sup>水<sup>ミヅ</sup>沸<sup>ワケ</sup>支<sup>ササ</sup>夜<sup>ヨル</sup>波<sup>ハ</sup>如<sup>カ</sup>火<sup>ヒ</sup>瓮<sup>ウツ</sup>光<sup>ヒカ</sup>神<sup>カミ</sup>在<sup>アリ</sup>利<sup>リ</sup>石<sup>イハ</sup>  
 不<sup>フ</sup>根<sup>ネ</sup>木<sup>キ</sup>立<sup>タチ</sup>青<sup>アヲ</sup>水<sup>ミヅ</sup>沫<sup>モ</sup>事<sup>コト</sup>問<sup>トヒ</sup>天<sup>アメ</sup>荒<sup>アラ</sup>國<sup>クニ</sup>在<sup>アリ</sup>利<sup>リ</sup>然<sup>シカドモ</sup>毛<sup>モ</sup>鎮<sup>チカラ</sup>平<sup>ヘラ</sup>天<sup>アメ</sup>皇<sup>スメ</sup>  
 御<sup>ミ</sup>孫<sup>マコ</sup>命<sup>ノミコト</sup>尔<sup>ニ</sup>安<sup>ヤス</sup>國<sup>クニ</sup>止<sup>ト</sup>平<sup>ヘラ</sup>久<sup>ク</sup>所<sup>シヨ</sup>知<sup>シ</sup>坐<sup>マ</sup>之<sup>ノ</sup>米<sup>メ</sup>年<sup>トシ</sup>止<sup>ト</sup>申<sup>マウ</sup>氏<sup>ノミコト</sup>已<sup>オシ</sup>命<sup>ノミコト</sup>  
 兒<sup>コ</sup>天<sup>アメ</sup>夷<sup>ヒ</sup>鳥<sup>トリ</sup>命<sup>ノミコト</sup>尔<sup>ニ</sup>布<sup>フ</sup>都<sup>ツ</sup>怒<sup>イラ</sup>志<sup>シ</sup>命<sup>ノミコト</sup>乎<sup>カ</sup>副<sup>ソ</sup>天<sup>アメ</sup>降<sup>カサ</sup>遣<sup>ツカシ</sup>天<sup>アメ</sup>荒<sup>アラ</sup>布<sup>フ</sup>  
 雷<sup>カミ</sup>神<sup>カミ</sup>等<sup>ナリ</sup>乎<sup>カ</sup>撥<sup>ハ</sup>平<sup>ヘラ</sup>氣<sup>キ</sup>國<sup>クニ</sup>作<sup>ツク</sup>之<sup>ノ</sup>大<sup>オホ</sup>神<sup>カミ</sup>乎<sup>カ</sup>毛<sup>モ</sup>媚<sup>コヒ</sup>鎮<sup>チカラ</sup>天<sup>アメ</sup>大<sup>オホ</sup>八<sup>ヤ</sup>嶋<sup>シマ</sup>

祝詞要義下



國現事顯事今事避

高天能神王、高天原小坐す皇祖神と申を義  
あり。避へ、依の誤字あり。臣へ、出雲氏の尸あり。  
國體見へ、天下の風土人情と察見する為小遣  
へさとしあり。如五月蠅へ、蠅の群がる様あり  
り。水へ借字して皆なり。如火瓮へ、瓮の内の火  
の如く圓くと光るあり。青水沫、青へ水の深さ  
色、水沫へ水のあわめて、海陸とも小荒ぶる神  
乃、物小つさてさわぎ立つるといふ。然毛鎮平  
天云くは、志小荒ぶる國ふれども遂小服従し

免むとあり。平へ、令向事のよし遷却崇神祭小  
いへり。己命兒天夷鳥命へ、穗日命の御子して、  
永く此國小留てて千家北島兩氏の大祖と坐  
そ神あり。今云ふ此時平國の方策と多てまつ  
られしあるべし。布都怒志命へ春日祭不出づ。  
國作之ハ、今云ふ。作坐志といふあると作志し  
といへるあり。大神へ、大名持命あり。媚鎮へ、親  
しみて其御心を和しめしあり。現事顯事ハ、此  
現世の万の事をいへり。令事避支へ、現世の人  
事と天皇小譲り奉り、幽冥の事を治免しめ給



ふをいふなり。

乃大穴持命乃申給久皇御孫命乃静坐牟大倭國  
申天已命和魂乎八咫鏡尔取託天倭大物主櫛  
玉命登名乎稱天大御和乃神奈備尔坐已命乃御  
子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎葛木乃鴨能神  
奈備尔坐事代主命能御魂乎宇奈提尔坐賀夜奈  
流美命乃御魂乎飛鳥乃神奈備尔坐天皇孫命能  
近守神登貢置天八百丹杵築宮尔静坐支  
静坐车ハ大倭國ハ後小天皇の都と為べき地  
と、か孫て大神の國作らし、からむ。今云ふ猿

田彦命の早く伊勢國五十鈴川上小到るハ、  
後小大御神の鎮坐さむ為ふりしと同一に幽  
契ありけるなるべし。八咫鏡云くハ、大鏡と御  
靈代として、其小魂と移つけ給ふなり。和魂、  
和ハ荒小對應せし詞にて、和ヤウなる魂あり。  
倭大物主云くハ、式小大和國城上郡大神大物  
主神社とある是あり。神奈備ハ、神の森あり。モ  
川の約め三あり。ナとノと三とヒとハ、皆通音  
なり。さて魂と分つハ、たやへば燈明の火を、  
くつ小分ちても元の火の滅ぬが如く、已が魂



と何處へも分ら鎮をむとせば、鎮めらるべき  
 あり。阿遲須伎高孫根乃命ハ、一言主神とも申  
 奉る。御母ハ、多紀理比賣命あり。式ハ、葛上郡、高  
 鴨阿治須岐託彦根神社と見ゆ。葛木山のふも  
 と高鴨といふ地あり。事代主命ハ、祈年祭不注  
 へり。宇奈提ハ高市郡、火山の西北乃雲梯村  
 小あり。式ハ、高市御縣坐鴨事代主神社とある  
 是あり。賀夜奈流美命ハ、高比賣命、まゝ、下照比  
 賣命、また、阿陀加夜怒志多岐吉比賣命とを申  
 奉れり。飛鳥ハ式ハ、高市郡、飛鳥坐神社と見ゆ。

此地と鳥形山といふ。御社ハ天長六年小同郡、  
 雷村の岳をなはち、神奈備山より移せるあり。  
 近守神ハ、御新政の際、深く御心と用ゐまして  
 守らせ給ふなり。并築宮ハ、諸神のさづさ給へ  
 る小よりて名付けらる。

是ハ親神魯伎神魯美乃命宜久。汝天穗比命波天  
 皇命能手長大御世乎。堅磐尔常磐尔伊波比奉伊  
 賀志乃御世尔佐伎波閉奉登。仰賜志次乃隨尔。供  
 齋若後齋時仕奉。朝日乃豊榮登尔。神乃礼自利  
 臣能礼自登。御禱乃神寶獻止。良久奏。

祝詞要義下



仰賜へ、天神より穗日命ホヒノミコト令負給ひしる。次  
 乃隨トモ尔ニは、穗日命より國造の代々相つぎて上  
 の如く、齋イハヒの事と仕奉るを以て。神乃禮自利、ジ  
 リハ實マコトの義、敬ウヤまふ心の代しろあり。を存たもへち大名  
 持命の皇孫命への獻物たまはせあり。臣乃禮自へ、穗日  
 命の獻物とも、取とりて奉らばし神代の例を  
 り、りといふけるは、口調クチノマツリのよき為あり。  
 白玉能大御白髮坐赤玉能御阿加良毗坐青玉能  
 水江玉乃行相尔明御神登大八島國所知食天皇  
 命能手長大御世子御横刀廣尔誅堅米白御馬能

前足爪後足爪踏立事波大宮能内外御門柱乎上  
 津石根尔踏堅米下津石根尔踏凝之振立流事波  
 耳能弥高尔天下乎所知食左牟事志太米白鵜乃  
 生御調能玩物登倭文能大御心毛多親尔彼方能  
 古川岸此方能古川岸尔生立若水沼間能弥若叡  
 尔御若叡坐須く伎振遠止美乃水乃弥乎知尔御  
 袁知坐麻蘇比乃大御鏡乃面乎意志波留志天見  
 行事能己登久明御神能大八島國乎天地日月等  
 共尔安久平久知行牟事能志太米止御禱神寶乎  
 擎持氏神禮自利臣礼自登恐弥恐弥毛天津次能

祝詞要義下

はた



神賀吉詞白賜久登奏

此段ハ、獻物小比へて祝奉るあり。臨時祭式小  
赤水精八枚、白水精十六枚、青石玉四十四枚、金  
銀装横刀一口、鏡一面、倭文二端、白眼鶺鴒馬一  
匹、白鶺鴒一翼、御契五十昇とあり。今云ふ。上小あ  
ゆる玉ともハ出雲の玉造村より出づ玉造村  
殿祭小ハ赤水精ハ、瑪瑙の類小て青石玉ハハ  
をゆる出雲石あるへ。さて白玉云くハ、天皇  
の御白髪まそまで御壽長くませとあり。赤玉  
云くハ、御顔赤く麗ハ麗ハく坐せとあり。ラビハ

川の延語あり。水江玉ハ瑞愛玉の義小て三ツ  
ハ瑞の御舎の三ツ小同じ。工ハ美称言あり。行  
相ハ、緒小貫ける玉の並び並びひて乱さぬ如く  
天下と調へ治を給ふ由あり。御横刀云くは、及  
の廣く鍛錬ある如く、堅固小御世と治を給ふ  
あり。白御馬云く、馬と牽立て御門くくと通り  
て、御庭小参る形状あり。上津下津ハ、對語あり。  
踏堅米踏凝之ハ、堅く動さふと狀の祝言あり。  
振立流云く、馬の耳と高く振立つる如く小あ  
り。弥高ハ、御世の隆盛あるといふ志太米ハ、下

祝詞要義下



見の義おて、三工の紵えあり。ゆくさきの御  
 榮まことひ事ハ物小擬へたる如く預て見ゆと  
 あり。白鵠ハ、くいひといふ水鳥の生きたると  
 奉るあり。こハ、垂仁天皇の御子本牟智別命の  
 御言詔給ハねバ、出雲大神小祈給ひ、小鵠鳥  
 と玩給ひて御言得給ひ、吉例ありとぞ。倭文  
 ハ上代のよき麻布あり。シツの通音スチ小て、  
 今の綺織あり。そのスチの鮮やかする如く大  
 御心さくやう小坐せとあり。彼方云く、俗小、ア  
 チラコチラといふが如し。若水沼間の若ハ林

言水沼間ハ久流須の誤字小て、栗林ありとぞ。  
 弥若叡云くハ、栗林の若葉さそ如くいよしく  
 若く成坐せとあり。若エハ若ヤギの古言あり。  
 須く伎振ハ物と滌く状といふあり。遠止美乃  
 水ハ淀みの水あり。遠知ハ初へ返るといふ。こ  
 ハ、滌さふる水のせき返さるゝ如く、弥く若  
 返りまゝと申さる。今云ふ神門郡三津、郷  
 の水と神壽詞茶小参る時小用うといふ古事  
 の出雲風土記小見えとさバ、上の水沼間、ま  
 遠止美乃水ハ、其小由縁あるべく覺ゆ。これ

祝詞要義下



又諸説もあまや一定せぬ。麻蘇比ハ真澄の義  
小て川ス皆通音なり。意志波留志ハ押晴して  
の義小て曇りあまをいふ。天地日月ハ變らぬ  
事のたとへあり。天津次ハ上小仰賜志次乃隨  
ルとある結尾あり。

○中臣壽詞

天兒屋根命より相傳へて御即位の御時中臣  
の氏人が奏を故小中臣壽詞といふまゝ天神  
壽詞ともいふ事本文小見ゆ。

現御神止大八島國所知食須。大倭根子天皇我御

前仁天神乃壽詞遠称辞定奉良久止申須。

大倭根子云く根子ハ崇言あり。天皇ハ大倭國  
志ろしめを故小称奉るあり。天神壽詞ハ天  
神の詔給ふ吉詞あり。そハ次の文の皇孫命波  
より所知食止事依奉支まであり。称辞定奉良  
久ハ天神の詔を奉りて此詞と申す故小定免

まつらくといふとど。

高天原仁神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命遠持  
天ヤ百萬乃神等遠集倍賜天皇孫尊波高天原仁  
事始天豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平介久所知

祝詞要義下



食天都日嗣乃天都高御座仁御坐天都御膳  
 遠乃長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋仁瑞穗遠  
 平介久安介久由庭仁所知食止事依志奉天降  
 坐之後仁中臣乃遠都祖天兒屋根命皇御孫尊乃  
 御前仁奉仕氏天忍雲根神遠天乃二上仁奉上  
 神漏岐神漏美命乃前仁受給波里申仁皇御孫尊  
 乃御膳都水波宇都志國乃水仁天都水遠加氏奉  
 申止事教給志仁依天忍雲根神天乃浮雲仁乘  
 天乃二上仁上坐氏神漏岐神漏美命乃前仁申  
 世波天乃玉櫛遠事依奉此玉櫛遠刺立氏自夕

日至此告波麻知波弱諫仁由都五百篁生出年自  
 其下天乃八井出幸此遠持天都水止所聞食止  
 事依奉支

事始の道饗祭小出づ天都御膳云くは天皇の  
 御膳小たてまつる穀物は天神の授けたまへ  
 る故小天都とハいふ都ハ能の如く遠字ハ次  
 の瑞穂遠や重ふまを乃の字あるべしと本居  
 翁云へり由庭ハ清めらる地の義不て天照大  
 御神の大嘗聞食す宮あり其齋場不て皇御孫

祝詞要義下



尊小瑞穂ハ寄給ヘリ。是ハ大嘗會の基原  
ル。所知食ハ此瑞穂と聞食、た万民ハも與ヘ  
テ、天下と治免ませといふ意あり。天忍雲根神  
ハ、兒屋根命の御子あり。天二上は、天上ある山  
名あり。奉上ハ、父御神の上一め給へるあり。受  
給波里申仁ハ、俗ハ申受くるると云ふハ同じ。  
御膳都水ハ、御膳ハ用うる水なり。宇都志國云  
ク、此國の水ハ、潮氣とありて、いまど熟うら  
ざれば、天上の水を加へて奉らひとあり。事故  
給ハ、兒屋根命ヲ教ヘ給ヒ一あり。天乃玉櫛櫛

ハ借字ニテ申あり。もと玉と飾リ付けたる名  
あるガ、付けぬとも美称て玉串といふ。自夕日  
云ク、此國ハ還リ大地ハ刺立て、夕刺より翌朝  
まで天都詔戸を申せよとあり。その詔戸は天  
忍岩の長井水と唱ふるあるべしとぞ。麻知ハ、  
太北のマニ、また、龜トの町形のマチも同じく、  
未前ハ見ると老るとあり。こハ天水の出づる  
兆あり。弱蒜仁ハ、若ひるの如くニといふ義ハ  
テ、常磐ハ堅磐ハのニと同じ。五百笠云クハ、竹  
村の多く生出むとあり。一説ハ笠ハ竹あり。天乃



八井出牟、天水の涌出でむとあり。ヤハ工と通  
 音不て、美井の義、工ハ物と美むる言あり。万葉  
 小おそそやも汝とこそ待たえ。向津峰の推の  
 矩夜提のあひは違ふとあるコヤデハ小枝  
 小て、工ヤ相通ふ例ありとぞ。  
 如此依奉志任く仁。所聞食由庭乃瑞穂遠。四國ト  
 部等。太兆乃ト事遠持氏奉仕氏。悠紀仁近江國野  
 洲。主基仁丹波國氷上遠齋定氏。物部乃人等。酒造  
 兒。酒波粉走。灰焼薪採相作。稻實公等。大嘗會乃齋  
 場仁持齋波利參來氏。今年十一月中都卯日仁。由

志理伊都志理持恐美母清麻波利仁奉仕利  
 月内仁日時遠撰定氏獻醫悠紀主基乃黒木白木  
 乃大御酒遠。大倭根子天皇我。天都御膳乃長御膳  
 乃遠御膳止。汁仁毛實仁毛赤丹乃總仁毛所聞食  
 氏。豊明仁明御坐氏。天都神乃壽詞遠称辞定奉區  
 皇神等母。千秋五百秋乃相嘗仁。相宇豆乃比奉利  
 堅磐常磐仁齋奉利氏。伊賀志御世仁榮志米奉利  
 自康治元年始。氏與天地日月共照志明良志御坐  
 事仁。本末不傾茂槍乃中執持氏。奉仕留中臣。祭主  
 正四位上行神祇大副。大中臣朝臣清親。壽詞遠称

祝詞要義下



辭定奉久止申。

此段ハ、天水と賜ハリとるを用て、大嘗會知食  
一給ふ由と演るあり。由庭乃瑞穂ハ、今天皇の  
さこーゆを穀ハ、そのもとのハ、天上の由庭ハ授  
かり給へる故ハ、心得べし。太兆ト事ハ、神代より傳  
語を隔て、心得べし。悠紀主基の國郡とトヒ  
ハ、定むるといふ。野洲氷上ハ、郡名あり。悠紀、ユハ  
齋清の義、和ハ國の約をあり。主基ハ、次ハ、悠  
紀ハ、次ハ、義、ツハ通音あり。物部乃人ハ、齋場

ハ仕奉る人あり。酒造兒ハ、黑白の酒を造る長  
あり。悠紀主基ハ、ト當る郡領の女の嫁らばる  
を召さるハ、あり。さて、ツハ助辞ハ、酒造兒の義  
あり。酒波ハ、酒の實の義。酒造兒ハ、屬きて、酒  
と醸る女なり。粉走ハ、女ハ、式ハ、篩粉一人と  
ありて、米を精げ、酒を漉ハ、あぶす。灰焼ハ、男ハ  
て、酒ハ、和す。藥の灰を、山ハ、行きて、焼くあり。薪  
採ハ、男四人あり。相作ハ、二人ハ、酒波を助け  
て、物を作る故ハ、相作といふあり。稻實公ハ、男ハ  
て一人なり。御飯ハ、仕奉るあり。持齋波利云く



ハ、悠紀主基の國郡より、大嘗會の齋場へ持參  
來てなり。由志利伊都志利、ユイヅ共不清淨の  
義、志利ハ、忌清ける形狀といふあり。一説ハ、上  
の神賀詞の禮自利と同トク、齋實嚴實（うやまじく）不て、御  
酒御食とすべき物實（ものじつ）といふことかむ。持恐美（もちおそみ）の  
モチハ、取扱ふ義あり。月内仁云く、卯日の前後  
諸事とト（しよじ）かひて仕奉るといふ。悠紀云くハ、悠  
紀主基の、國より奉れるといふ義あり。悠紀の  
御饌ハ、卯日不て、夕の大御饌、主基乃ハ、辰日不  
て、朝の大御饌あり。引續きて、豐明節會（とよあけのせりえ）ハ、所謂

直會（なおひ）不て、中臣氏此、壽詞を申志、又、歌舞もある  
あり。黒木白木の木ハ、借字不て酒なり。造酒式  
ハ、久佐木の灰と和（あ）するを黒酒（くろし）といひ、和せぬ  
と白酒（しろし）といふあり。汁ハ、大御酒、實ハ、稻實不て  
御飯とさす。赤丹穂ハ、祈年祭不、豐明ハ、大嘗祭  
不（い）へる如く、御酒と名して、大御顔の明らび  
ますと豐明と稱（なづ）して御宴の名とせるあり。御  
坐（ま）ハ、御坐止（まどし）とあるべきあり。壽詞遠く、上の  
天神乃壽詞云くの結尾あり。奉留の下不、止白  
須乃字と合（あ）えて心得べし。皇神等ハ、大嘗宮乃



齋殿いはいどの不御親祭みまうりあらせ給ふ皇祖天神あまのハ更さらあり  
天神地祇あまのつちと申まをすあり。相嘗あひハ俗よハ云いふ相伴あひまの  
意い神かみも天皇あまのも共ともハ大嘗おほきここハ免ゆるすあり。宇豆  
乃比のみひハ大嘗祭おほハへへ。康治元年あきハ近衛院ちか天  
皇の御代あま乃のみあり。今云いまハ天皇あまのハ鳥羽院とり天皇の  
第六皇子むすこ御母おとハ美福門院みふく藤原得子ふじ永治元年  
十二月廿七日御即位あまハて、則翌年すな十一月十五  
日大嘗會おほと行ゆハまたり。本末もと不傾かたハ正ただしく直ただ  
あるをいふ。茂捨しげハ中ちゆうといいひ料りょうハて、枕詞まくら乃  
類たぐひあり。中執持ちゆうハ天皇の御為あまハ祭主いはいとなりて

神祇かみと齋奉いはい久神ひさと君の御中あまと執持しやくつあり。中  
臣おみハ、もふハち中ちゆうととり臣おみの義ぎ。祭主いはいと、祭官いはいの長ちゆう  
あり。行ゆハ、神祇かみ大副おほハ從五位しゆうハ相當あひあると、位  
の方かた高たかき故ゆハ行ゆととけかけり。若位わかしの卑ひき時ときハ  
守まもとかく定さだまり。大副おほハ、神祇かみ伯おほつとぎとる官  
あり。朝臣あそハ、吾兄われ臣おみの約言やくごんハて、親おやハ女め崇たかえ給  
ふ義ぎの尸し々々。清親きよハ、神祇かみ伯おほ大中臣おほ朝臣あそ清麻  
呂公りこうの末孫しゆう、神祇かみ大副おほ輔清すけの一男ひとあり。  
又また申まを久ひさ天皇あま朝庭あそ仁に奉仕ほう親王おみ等ら王等わう諸臣しよ百官もく  
人ひと等ら天下あま四方しやう國くに乃のみ百姓ひやく諸しよく集侍あつ氏し見食み倍尊ばい食しやく



倍ツヨク歡ウレシ食ケ倍ツヨク聞キ食ケ倍ツヨク天テン皇カミ朝アサ庭ニ仁ニ茂モト世ヨ仁ニ八ヤ桑クサ枝エ乃ノ立タ  
榮サカ奉マツル仕マツル番ル倍ツヨク支キ禱カキコトヲ乎ヲ所ココ聞キ食ケ止ト恐カウ美ミ恐カウ美ミ毛モ申マシ給メ波ハ  
久ク止ト申マシ

此段ハ、辞別小同ト。集侍ハ去の齋場小候らふ  
者と廣くさすふり。食倍ハ借字小て給への約  
言見ハ清めて仕奉るとあり。尊ハ大嘗の原由  
とあり。歡ハ事の具備たるとあり。聞ハ天皇小  
申を壽詞とあり。八桑枝ハ春日祭小いへり。乃  
ハ如くの義奉仕ハ中臣が有り。  
祝詞要義下終

逸見伸三郎校

明治十七年三月五日出版御届  
同 年五月三十日出版同年五月十五日添題御届

三冊全壹部  
定價八十

編輯兼  
出版人

秋山光條

東京府士族  
伊豆國君沢郡三島宿  
百八拾三番地寄留

發兌  
書林

静岡縣平民  
小西又三郎

伊豆國君沢郡三島宿  
市ヶ原町



